



令和3年5月26日

運輸関係事業者団体各位

九州運輸局交通政策部

在籍型出向等支援制度の周知について

日頃より国土交通行政にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

この度、厚生労働省より協力依頼があり、標記制度に関する情報を当局「人材確保・育成対策応援サイト」に掲載しましたので、お知らせいたします。

サイトURL：https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jinzai_00100.html

(参考)

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用が過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向の形態により労働者の雇用を維持するために、関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や出向の受入企業の開拓などを推進することを目的として「全国在籍型出向等支援協議会」が設置・開催されております。

今後、各都道府県でも労働局が事務局となり、労使団体、都道府県、市町村、金融機関、関係省庁の地方組織が参画して、各都道府県在籍型出向等支援協議会が開催され、地方レベルでも出向の送り出し企業や受入企業の情報、好事例等を共有して、ネットワークを活用した出向支援を行っていくことになっております。

【九州運輸局運輸観光人材確保・育成促進プロジェクトチーム事務局】
九州運輸局交通政策部 古賀、西村
TEL:092-472-2315 FAX:092-472-2316



在籍型出向関係資料

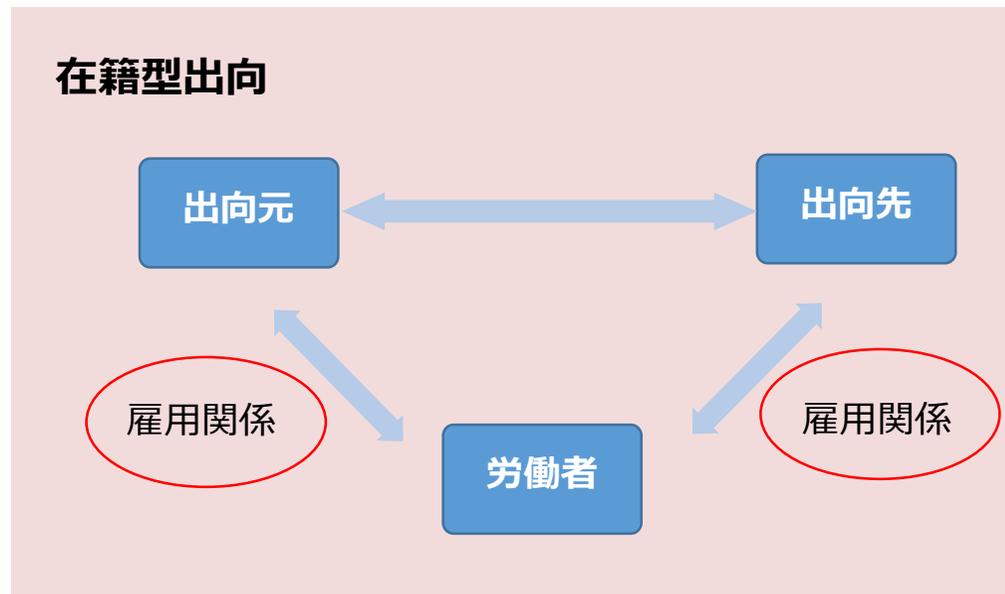
(参考)相談窓口

在籍型出向⇒各県産業雇用安定センター

産業雇用安定助成金⇒各県労働局・ハローワーク

在籍型出向とは

- 在籍型出向**とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され**、一定期間継続して勤務することをいいます。

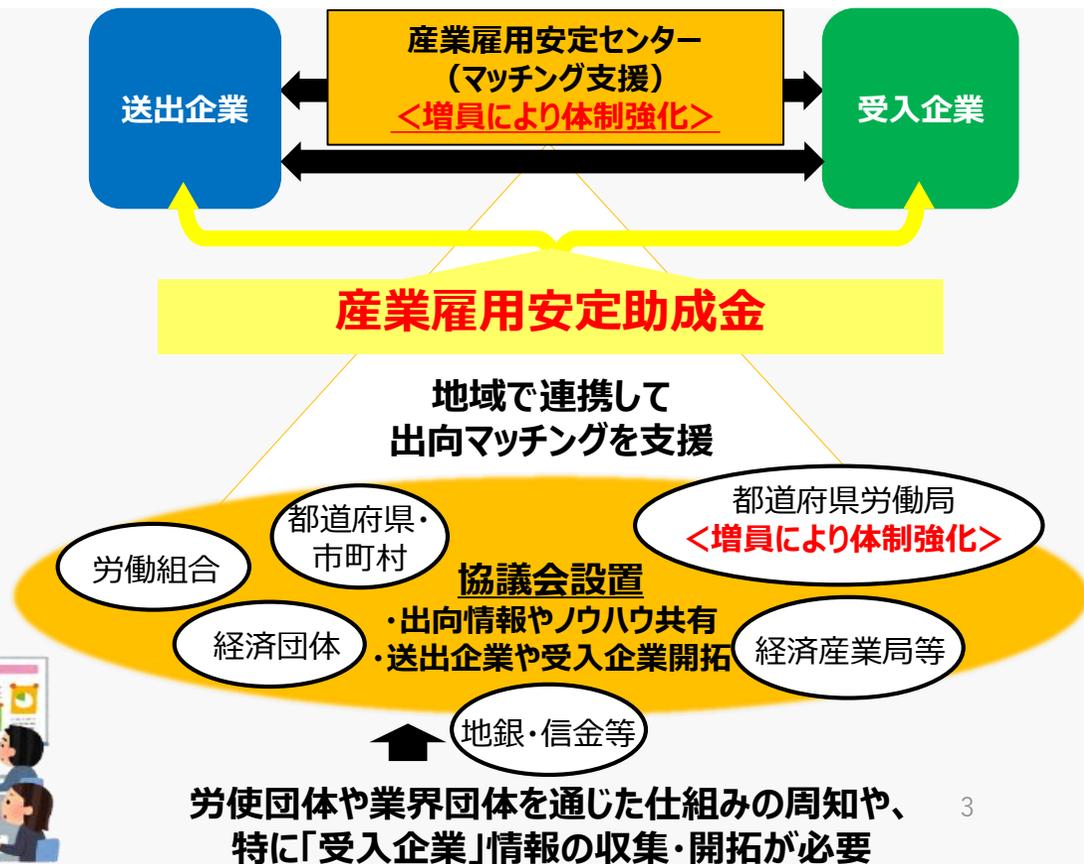


在籍型出向の活用による雇用維持への支援

- **在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設**するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で**在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援**する。

＜対策のポイント＞

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による**在籍型出向の情報連携や理解促進**
2. 自治体等が運営する**マッチングサイト**や労使団体・業界団体等が保有する**出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化**
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する**助成金の創設**による企業への**インセンティブの付与**



産業雇用安定助成金の創設

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 1人1日当たり	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10万円 / 1人当たり（定額）	
加算額（※）	各 5万円 / 1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）
または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員（案）

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁、中企庁

(2) 全国協議会開催日程

令和3年2月17日（水）11時～12時（オンライン開催）

(3) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

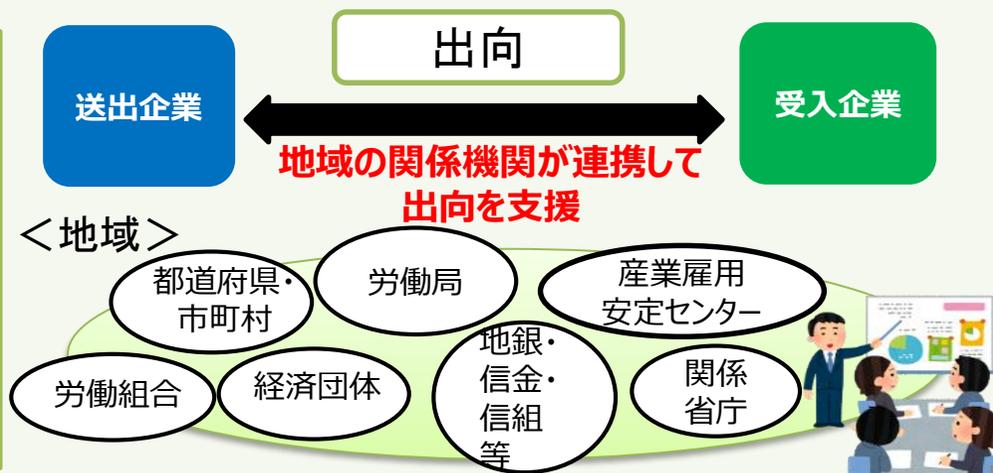
3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- 各地域の雇用情勢に関すること
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- 各地域における関係機関の連携に関すること
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- 各種出向支援策に関すること



在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック

目次

コロナ禍で在籍型出向している企業の具体的な事例が知りたい。…………… P2

在籍型出向って、どういう働き方？…………… P4

在籍型出向するには、どう準備が必要？…………… P6

在籍型出向の場合、給与に関する税務上の留意点や、社会保険・労働保険の取扱いはどうなる？…………… P16

在籍型出向の支援制度ってある？…………… P18

在籍型出向について相談できる場所はある？…………… P23

Q&A…………… P24

○都道府県別産業雇用安定センター事務所一覧…………… P26
 ○在籍型出向に対する助成制度（産業雇用安定助成金・雇用調整助成金（出向））に関する主なお問い合わせ先一覧…………… P27

在籍型出向するには、どう準備が必要？

ポイント
 ○在籍型出向は、労働者の個別的な同意または就業規則等の社内規程に基づき行う必要があります。
 ○そして、在籍型出向をするにあたっては、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合った上で、出向契約の内容や出向期間中の労働条件等を明確にしておくことが重要です。



在籍型出向の支援制度ってある？

ポイント
 ○支援策については、以下にご案内するもののほか、各地域ごとに自治体等が独自の取組みを行っている場合があります。詳しくは、厚生労働省のホームページでご紹介しています。
 厚生労働省HP>雇用・労働>雇用>事業主の方へ>4.雇用の維持・確保>在籍型出向支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/ijyouunushi/page05_00001.html

産業雇用安定助成金【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

【助成内容等】
 労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給（申請手続は出向元企業が行う）。

○出向運送経費
 出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調査経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率		
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額（一人一日当たり）	12,000円/日（出向元・先の計）	

○出向初期経費
 ・就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。
 ・助成額：出向元企業・出向先企業それぞれ110万円/1人当たり（定額）
 業種等による加算額はそれぞれ5万円/1人当たり（定額）

雇用調整助成金（出向）【厚生労働省】

雇用調整助成金は、事業主が在籍型出向を行う場合も助成対象としています。

【助成内容】
 出向元企業が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率（中小企業2/3、中小企業以外1/2）をかけた額を助成。（詳細はこちら）
 イ 出向元企業の出向労働者の賃金に対する負担額
 ロ 出向前の通常賃金の1/2の額
 ※ただし、8,370円×300/365×支給対象期の日数が上限。

在籍型出向支援専用ページの開設

在籍型出向支援策をとりまとめた専用ページを厚生労働省ホームページに開設。在籍型出向の基本から、産業雇用安定助成金、産業雇用安定センターのマッチング支援など、在籍型出向の支援制度、各地域で独自に実施している出向の送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内などを掲載。



(厚生労働省ホームページ)



都道府県別 産業雇用安定センター事務所一覧

(2021.1.28現在)

No.	事務所名	住 所	ビ ル 名	電話番号
1	北海道事務所	札幌市中央区北1条西2-1	札幌時計台ビル8階	011-232-3853
2	青森事務所	青森市新町2-2-4	青森新町二丁目ビルディング8階	017-777-8702
3	岩手事務所	盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル5階	019-625-0434
4	宮城事務所	仙台市青葉区本町1-1-1	大樹生命仙台北町ビル9階	022-726-1826
5	秋田事務所	秋田市山王3-1-7	東カンビル4階	018-823-7024
6	山形事務所	山形市東原町2-1-20	山形ロイヤルセンチュリービル4階	023-624-8404
7	福島事務所	福島市栄町6-6	NBFユニックスビル10階	024-523-4520
8	茨城事務所	水戸市城南1-1-6	サザン水戸ビル4階	029-231-6044
9	栃木事務所	宇都宮市大通り1-4-24	MSCビル6階	028-623-6181
10	群馬事務所	前橋市古市町1-50-1	吉野屋ビル3階	027-255-2586
11	埼玉事務所	さいたま市大宮区仲町3-13-1	住友生命大宮第二ビル2階	048-642-1121
12	千葉事務所	千葉県千葉市中央区富士見2-7-5	富士見ハynesビル4階	043-225-4855
13	東京事務所	新宿区西新宿4-15-3	住友不動産西新宿ビル3号館5階	03-5358-7421
14	神奈川事務所	横浜市中区住吉町6-68-1	横浜関内地所ビル3階	045-680-1231
15	新潟事務所	新潟市中央区東大通1-2-25	北越第一ビル10階	025-245-3520
16	富山事務所	富山市奥田新町8-1	ポルファートとやま10階	076-442-6900
17	石川事務所	金沢市上堤町1-12	金沢南町ビル4階	076-261-6047
18	福井事務所	福井市大手2-7-15	明治安田生命福井ビル4階	0776-24-9025
19	山梨事務所	甲府市丸の内2-16-4	丸栄ビル5階	055-235-6236
20	長野事務所	長野市栗田源田窪1000-1	長栄長野東口ビル3階	026-229-0555
21	岐阜事務所	岐阜市鶴舞町2-6-7	ワークプラザ岐阜3階	058-246-7060
22	静岡事務所	静岡市葵区黒金町11-7	大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-1343
	浜松駐在	浜松市中区板屋町110-5	浜松第一生命日通ビル13階	053-458-3621
23	愛知事務所	名古屋市中村区名駅南2-14-19	住友生命名古屋ビル4階	052-583-8876
24	三重事務所	津市羽所町700	アスト津2階	059-225-5449
25	滋賀事務所	大津市梅林1-3-10	滋賀ビル6階	077-526-3991
26	京都事務所	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623	第11長谷ビル9階	075-211-2331
27	大阪事務所	大阪市中央区大手前1-7-31	OMMビル4階	06-6947-7663
28	兵庫事務所	神戸市中央区元町通6-1-8	東栄ビル1階	078-366-4252
29	奈良事務所	奈良市大宮町1-1-15	ニッセイ奈良駅前ビル4階	0742-24-2015
30	和歌山事務所	和歌山市北出島1-5-46	和歌山県労働センター3階	073-432-4690
31	鳥取事務所	鳥取市東品治町102	鳥取駅前ビル3階	0857-20-1500
32	島根事務所	松江市御手船場町551	ニッセイ松江ビル6階	0852-27-1151
33	岡山事務所	岡山市北区磨屋町10-20	磨屋町ビル4階	086-233-3081
34	広島事務所	広島市中区袋町3-17	ジシンヨービル9階	082-545-6800
	福山駐在	福山市霞町1-1-1	福山信愛ビル7階	084-927-3511
35	山口事務所	山口市小郡高砂町3-26	ナガオビル4階	083-973-8071
36	徳島事務所	徳島市八百屋町2-11	ニッセイ徳島ビル5階	088-626-9511
37	香川事務所	高松市常磐町1-3-1	瓦町FLAG9階	087-802-6355
38	愛媛事務所	松山市三番町4-11-1	住友生命松山三番町ビル4階	089-931-5494
39	高知事務所	高知市はりまや町1-5-1	デンテツ・ターミナルビル5階	088-861-3011
40	福岡事務所	福岡市博多区博多駅前2-1-1	福岡朝日ビル6階	092-475-6295
	北九州駐在	北九州市小倉北区浅野3-8-1	AIMビル2階	093-531-7806
41	佐賀事務所	佐賀市駅南本町6-4	佐賀中央第一生命ビル10階	0952-22-7163
42	長崎事務所	長崎市大黒町9-22	大久保大黒町ビル本館5階	095-826-5626
43	熊本事務所	熊本市中央区花畑町一丁目7番	MY熊本ビル6階	096-359-3526
44	大分事務所	大分市府内町3-4-20	大分恒和ビル7階	097-538-0512
45	宮崎事務所	宮崎市高千穂通1-6-35	住友生命宮崎ビル3階	0985-38-7210
46	鹿児島事務所	鹿児島市中央町26-18	南日本中央ビル4階	099-812-9551
47	沖縄事務所	那覇市松尾1-19-1	合人社沖縄県庁前アネクス9階	098-860-0750
	本部	東京都江東区亀戸2-18-10	住友生命亀戸駅前ビル5階	03-5627-3600

在籍型出向に対する助成制度（産業雇用安定助成金・雇用調整助成金（出向））
に関する主なお問い合わせ先一覧（都道府県労働局・ハローワーク）

都道府県労働局	主なお問い合わせ先 （※申請先は異なる場合があります）	電話番号
北海道	雇用助成金さっぽろセンター	011-788-2294
青森県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
岩手県	職業対策課分室 助成金相談コーナー、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
宮城県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063
秋田県	訓練室	018-883-0006
山形県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
福島県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
茨城県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
栃木県	職業対策課分室（助成金事務センター）、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
群馬県	職業対策課	027-210-5008
埼玉県	職業対策課 助成金センター	048-600-6217
千葉県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
東京都	ハローワーク助成金事務センター	03-5337-7417
神奈川県	職業対策課 神奈川助成金センター	045-277-8815
新潟県	職業対策課 助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
富山県	職業対策課 助成金センター	076-432-9162
石川県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
福井県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
山梨県	訓練室（産業雇用安定助成金）、職業対策課（雇用調整助成金）	訓練室055-225-2861 対策課055-225-2858
長野県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
岐阜県	職業対策課 助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
静岡県	雇用調整助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
愛知県	あいち雇用助成室	052-219-5518
三重県	職業対策課 助成金センター分室、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
滋賀県	職業対策課 助成金コーナー、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
京都府	助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
大阪府	助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
兵庫県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440
奈良県	職業安定部 助成金センター	0742-35-6336
和歌山県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
鳥取県	職業対策課	0857-29-1708
島根県	職業安定課、助成金相談センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
岡山県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
広島県	職業対策課、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
山口県	職業対策課	083-995-0383
徳島県	助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
香川県	助成金センター（雇用調整助成金グループ）	087-823-0505
愛媛県	各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
高知県	各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
福岡県	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	092-402-0537
佐賀県	職業対策課	0952-32-7173
長崎県	職業対策課	095-801-0042
熊本県	職業対策課	096-211-1704
大分県	大分助成金センター、各ハローワーク	厚生労働省HP参照（※）
宮崎県	職業対策課 助成金センター	0985-62-3125
鹿児島県	職業対策課 助成金相談・受付コーナー	099-219-8713
沖縄県	沖縄助成金センター 雇用調整助成金相談窓口	098-868-4013